

みなとオアシス運営要綱

令和 5 年 9 月

国土交通省港湾局

みなとオアシス運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、みなとオアシスの機能、施設、登録、設置者の業務その他のみなとオアシスの運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「みなとオアシス」とは、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として第5条の規定に基づく登録を受けたものをいう。

(機能及び施設)

第3条 みなとオアシスは、次に掲げる機能を有するものとする。

- 一 地域住民、観光客、クルーズ旅客その他の港湾利用者等の交流及び休憩の機能
- 二 地域の観光及び交通に関する情報の提供機能

2 みなとオアシスは、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる機能を有するよう努めるものとする。

- 一 災害支援機能
- 二 物販、飲食等の商業機能
- 三 第1号及び第2号に掲げるもののほか、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するために必要な機能

3 みなとオアシスは、前項に規定する機能を発揮する代表施設又はこれを含む複数の施設により構成するものとする。

(登録の申請)

第4条 みなとオアシスを設置し、次条の規定に基づく登録を受けようとする者は、名称、位置、代表施設、全体構成その他の施設の概要、施設の運営の概要その他の事項を記載した登録申請書(様式1)を、代表施設の所在地を管轄する国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長(以下「地方整備局長等」という。)を経由して国土交通省港湾局長(以下「港湾局長」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、地方整備局長等は、速やかに、当該登録申請書に(様式2)を付して、港湾局長に提出するものとする。

(登録の実施)

第5条 港湾局長は、前条の申請に係る施設が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該施設をみなとオアシスとしてみなとオアシス登録簿に登録するとともに、登録した旨を地方整備局長等を経由して申請者に通知するものとする。

- 一 地域住民の交流や観光の振興に資する施設であること。
- 二 住民参加による地域振興の取組が継続的に行われるなど、当該施設が地域のまちづくりの核になっていること。
- 三 当該施設が第3条第1項に規定する機能を有するものであること。
- 四 当該施設を設置し、又は運営する者が適切かつ積極的に業務を実施すること。

(登録事項の変更の届出)

- 第6条 前条の規定による登録を受けたみなとオアシスの設置者（以下「設置者」という。）は、登録申請書の内容（様式1に記載した事項のうち、「1 みなとオアシスの概要」の「みなとオアシスの名称」「所在する港湾の名称」「港湾管理者」「みなとオアシスの設置者」「みなとオアシスの運営者」または、「2 みなとオアシスの構成施設の機能等」の「構成施設名」「住所」に係るものに限る。）を変更したときは、遅滞なく登録内容変更届出書（様式3）を地方整備局長等を経由して港湾局長に届け出なければならない。
- 2 前項に規定する登録内容変更届出書（様式3）の対象とならない、登録申請書の内容の変更については、様式5の「4 軽微な変更内容（設置者及び運営者の業務内容の変更状況等）」に記載するものとする。
 - 3 第1項の届出があったときは、地方整備局長等は、速やかに、当該登録内容変更届出書に（様式2）を付して、港湾局長に提出するものとする。

(登録証の交付)

第7条 港湾局長は、設置者に対し、みなとオアシス登録証を交付する。

(登録証及び標章の掲示)

第8条 設置者は、みなとオアシス登録証をみなとオアシスの代表施設の見やすい場所に掲示するとともに、みなとオアシス標章（様式4）をみなとオアシスを構成する主要な施設の見やすい場所に掲示するものとする。

(設置者の業務)

第9条 設置者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 みなとオアシスの活動の企画
- 二 みなとオアシスの活動の実施に関する助言
- 三 みなとオアシスの活動状況の把握
- 四 みなとオアシスを構成する各施設の運営に関する助言及び指導
- 五 みなとオアシスの広報
- 六 他のみなとオアシスとの連携

(運営者の任命及び業務の委託)

第10条 設置者は、前条の業務を効率的かつ効果的に実施するため、みなとオアシスの

運営者（以下「運営者」という。）を任命し、その業務を委託することができる。

- 2 前項の運営者は、受託した業務の実施状況について、適宜、設置者に報告するものとする。

（港湾管理者との協力）

第11条 設置者及び運営者は、みなとオアシスが第3条第1項及び第2項に規定する機能を適切に発揮するよう、港湾管理者と相互に協力するものとする。

（港湾協力団体としての指定）

第12条 設置者は、運営者その他のみなとオアシスの運営又は活動に関わっている団体に対し、港湾法（昭和25年法律第218号）第41条の2の規定に基づく港湾協力団体の指定の申請を促すよう努めるものとする。

- 2 設置者は、みなとオアシスの運営に当たり、港湾管理者が指定した港湾協力団体を積極的に活用するものとする。

（報告）

第13条 設置者は、毎年1回、年間活動報告書（様式5）を、地方整備局長等を経由して港湾局長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第14条 港湾局長は、みなとオアシスが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、設置者と協議の上、その登録を取り消すことができる。

- 一 登録申請書、登録内容変更届出書又は年間活動報告書に虚偽の記載があると認められるとき。
- 二 みなとオアシスが第5条各号に規定する事項のいずれかに適合しなくなったと認められるとき。
- 三 設置者が登録の取消しを求めたとき。
- 四 前各号に規定する場合のほか、港湾局長がみなとオアシスとして適当でないとき。

- 2 港湾局長は、みなとオアシスの登録を取り消したときは、その旨を、地方整備局長等を経由して、設置者に通知するものとする。

（登録の抹消）

第15条 前条の規定により登録が取り消されたとき又は設置者が解散その他の事由により消滅したと認められるときは、港湾局長は当該みなとオアシスの登録を抹消するものとする。

附 則（平成29年2月1日）

- 1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に地方整備局長等により認定・登録されているみなとオアシ

スの名称を有する施設については、その設置者が既登録みなとオアシス報告書（様式5）を地方整備局長等を経由して港湾局長に提出した場合は、第5条の規定に基づく登録を受けたものとみなしてこの要綱を適用し、港湾局長は、みなとオアシス登録簿に登録するとともに、登録した旨を地方整備局長等を経由して申請者に通知するものとする。

附 則（令和4年3月31日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則（令和5年3月31日）

- 1 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則（令和5年9月11日）

- 1 この要綱は、令和5年9月11日から施行する。

みなとオアシス 登録申請書

令和 年 月 日

国土交通省
港湾局長 殿

申請者

下記のとおり、みなとオアシス運営要綱第4条第1項の規定に基づき、登録を申請します。

1 みなとオアシスの概要		登録希望日	令和 年 月 日
みなとオアシスの名称			
所在する港湾の名称		港湾管理者	
みなとオアシスの設置者	設置者:		
	代表者(役職・氏名):		
	住 所:		
	担当者(役職・氏名):		
	TEL:		
港湾協力団体指定の有無	E-Mail:		
みなとオアシスの運営者 <small>※運営者へ委託する場合のみ記載 ※運営者が複数の場合は記入欄を追加し、すべて記載</small>	運営者:		
	代表者(役職・氏名):		
	住 所:		
	担当者(役職・氏名):		
	TEL:		
港湾協力団体指定の有無	E-Mail:		
(運営者に委託する業務)			

※設置者、運営者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)に規定する暴力団、暴力団員等の反社会的勢力ではないこと及び、過去に港湾法に対する違反行為を行ったことがないことを示す自認書を添付すること。

2 みなとオアシスの構成施設の機能等

構成施設名	住 所	施設所有者	施設管理者	港湾施設※1	機能					
					交流※2	休憩※2	情報提供※2	災害支援※2	商業※2	その他※2
代表施設:										

※1 港湾法第2条5項に規定する港湾施設の該当の有無
 ※2 みなとオアシス運営要綱第3条による分類

3 みなとオアシスにおける活動計画

活動名	主催者	開催場所	期間														
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		

4 登録証及び標章の掲示場所

★登録証 ◎標章

登録証等掲示予定位置

5 添付資料

添付

別紙1 みなとオアシス コンセプト	
別紙2 みなとオアシス 構成施設一覧	
別紙3 みなとオアシス 活動一覧	
その他資料(みなとオアシス概要等)	

みなとオアシス 申請 内容確認書
変更

令和 年 月 日

国土交通省
港湾局長 殿

〇〇地方整備局長

下記のとおり、みなとオアシス運営要綱 第4条第2項 第6条第3項 の規定に基づき、内容の確認を行った結果、
みなとオアシスの登録要件に適合していることを確認しました。

I. みなとオアシスの設置者及び運営者として、適正な者であるか。	
【内容確認結果】	評価

II. 必要な機能を有した施設により構成されているか。また、適正な代表施設が選定されているか。 (必須機能・施設) 一 地域住民、観光客、クルーズ旅客その他の港湾利用者等の交流及び休憩の機能 [交流施設][休憩施設] 二 地域の観光及び交通に関する情報の提供機能 [情報提供施設] (任意機能・施設) 一 災害支援機能 [災害支援施設] 二 物販、飲食等の商業機能 [商業施設] 三 第1号及び第2号に掲げるもののほか、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するために必要な機能 [その他施設]	
【内容確認結果】	評価

III. みなとオアシスの施設として、みなとオアシスの定義を満足した適正ものとなっているか。 一 地域住民の交流や観光の振興に資する施設であること。 二 住民参加による地域振興の取組が継続的に行われるなど、当該施設が地域のまちづくりの核になっていること。 三 当該施設が第3条第1項に規定する機能を有するものであること。 四 当該施設を設置し、又は運営する者が適切かつ積極的に業務を実施すること。	
【内容確認結果】	評価

IV. みなとオアシスの設置者及び運営者の業務内容が適正であるか。	
【内容確認結果】	評価

V. みなとオアシスを設置する上で、関係者との調整が済んでいるか。	
【内容確認結果】	評価

※各要件の評価は以下のとおりとする。

○:要件を満たす △:要件を満たすが、改善の余地あり ×:要件を満たさない
各要件の評価において1つでも×がある場合、全体評価は不可(要件を満たさない)とする。

(その他)港湾協力団体の活用の有無(評価しない)	
【内容確認結果】	

みなとオアシス 登録内容変更届出書

令和 年 月 日

国土交通省
港湾局長 殿

申請者名 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

下記のとおり、みなとオアシス運営要綱第6条第1項の規定に基づき、届け出ます。

		変更日	令和 年 月 日
みなとオアシスの名称			
所在する港湾の名称		港湾管理者	
みなとオアシスの設置者		設置者:	
		代表者(役職・氏名):	
		住 所:	
		担当者(役職・氏名):	
		TEL:	
港湾協力団体指定の有無	E-Mail:		
みなとオアシスの運営者 <small>※運営者へ委託する場合のみ記載 ※運営者が複数の場合は記入欄を追加し、 すべて記載</small>		運営者:	
		代表者(役職・氏名):	
		住 所:	
		担当者(役職・氏名):	
		TEL:	
港湾協力団体指定の有無	E-Mail:		
変更内容		(原)	
		(変更)	

変更理由	
------	--

※参考資料を添付することもできる。

※なお、各記載内容について、対象となる項目数が多い場合は、適宜行を追加すること。

添付資料

添付

その他資料(みなとオアシス概要等)	
-------------------	--

(様式4)

みなとオアシス標章



みなとオアシス

みなとオアシス 年間活動報告書

令和 年 月 日

国土交通省
港湾局長 殿

申請者名 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

下記のとおり、みなとオアシス運営要綱第13条の規定に基づき、令和〇年度の年間活動について報告します。

1 みなとオアシスの基本情報

(1) 名称、設置者、運営者等

みなとオアシスの名称			
所在する港湾の名称		港湾管理者	
みなとオアシスの設置者		設置者:	
		代表者(役職・氏名):	
		住 所:	
		担当者(役職・氏名):	
		TEL:	
港湾協力団体指定の有無		E-Mail:	
みなとオアシスの運営者 ※運営者へ委託する場合のみ記載 ※運営者が複数の場合は記入欄を 追加し、すべて記載		運営者:	
		代表者(役職・氏名):	
		住 所:	
		担当者(役職・氏名):	
		TEL:	
港湾協力団体指定の有無		E-Mail:	
(運営者に委託している業務)			

(2) 構成施設の一覧

構成施設名（代表施設）： 住所： 施設所有者： 施設管理者： 港湾施設※1： 構成施設の機能等※2： 機能の詳細※3： 道の駅、海の駅などとの重複登録の有無用： 定期航路の情報：
構成施設名（代表施設）： 住所： 施設所有者： 施設管理者： 港湾施設※1： 構成施設の機能等※2： 機能の詳細※3： 道の駅、海の駅などとの重複登録の有無用：

※1 港湾法第2条5項に規定する港湾施設の該当の有無

※2「構成施設の機能等」には、第3条第1項及び第2項に規定する機能の種類、無料WiFiの設置状況、案内板等の多言語化の対応状況等を記載すること。

※3「機能の詳細」には、機能の種類に応じ、当該機能を提供する場所、手段、その他の事項を記載すること。

2 みなとオアシス全国協議会への加入の有無

加入の有無	未加入の理由

3 みなとオアシスの運営もしくは活動に係る港湾協力団体

港湾協力団体の名称	活用の状況

4 軽微な変更内容（設置者及び運営者の業務内容の変更状況等）

--

※みなとオアシス登録要綱第6条第1項に該当しない軽微な変更内容を記載する。

5 令和〇年度 みなとオアシスの入込客数 ※構成施設ごとに記載

構成施設名	令和〇年度 入込客数(人)	前年度 入込客数(人)
みなとオアシス入込客数合計 (延べ人数)		

※全ての構成施設を記載の上、概算入込客数を記載する。(不明の場合は、－とする。)

6 令和〇年度 みなとオアシスにおける活動実績(イベント等)

活動 実施日	活動名 (主催者及び実施場所)	主な活動内容	参加者数 (人)	みなとオアシスの 設置者及び運営者の役割	広報の方法

※実施場所は、みなとオアシスの構成施設を記載すること。

7 次年度以降のみなとオアシスにおける活動計画(イベント等)

活動 予定日	活動名 (主催者及び実施場所)	主な活動内容

8 みなとオアシスにおいて活用した支援制度(社会資本整備総合交付金、観光庁補助金)等

支援制度等	実施期間	実施構成施設	実施内容

※過去5年分を記載すること。

9 長期的な構想や注力している取組等

--

10 その他課題や要望等

課題	要望等

※以上のほか、パンフレット、構成施設、活動等の様子を撮影した写真、ホームページの写し、ホームページアドレス等を参考資料として添付できる。

※ 年間活動報告書は、毎年7月末日を目途にみなとオアシス設置者から港湾局長に対し提出すること。

※ なお、各記載内容について、対象となる項目数が多い場合は、適宜行を追加すること。